

[illegible]

昭和十六年 一月二十二日
指令

內閣書記官



人口政策確立要綱ニ關スル件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十一年一月二日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

本月十八日上申(企畫院上申第八號)人口政策
確立要綱ニ關スル件上申、通閣議
決定相成候

通牒案 (二)

昭和十六年一月三十日

内閣書記官長

各省大臣

法制局長官

對滿事務局總裁

情報局總裁

興亞院總裁

總力戰研究所長

内閣統計局長

宛(各)通

合政策確立要綱ニ関スル件
合政策確立要綱別紙ノ通閣議決定
相成候條依命此段及通牒候

企畫院上申第八號

昭和十六年一月十八日

企畫院總裁 星野 直



内閣總理大臣 公傳 近 衛 文 磨 殿

人口政策確立要綱ニ關スル件

人口政策確立要綱ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度本院官制第一
條第一項第一號ニ依リ此段及ト申候

主任 第三部 美濃口調査官

極秘

人口政策確立要綱（案）

企畫院第三部新設第二課

昭和十六年一月二十日

企畫院第三部

第一 趣旨

東亞共榮圈ヲ建設シテ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ、之ヲ達成ノ爲ニハ人口政策ヲ確立シテ我國人口ノ激減ニシテ且ツ永續的ナル發展増殖ト其ノ質ヲ飛躍的ナル向上トヲ圖ルト共ニ東亞ニ於ケル指導力ヲ確保スル爲其ノ配直ヲ適正ニスルコト特ニ喫緊ノ要務ナリ

第二 目標

右ノ趣旨ニ基キ我國ノ人口政策ハ内地人人口ニ就キテハ左ノ目標ヲ達成スルコトヲ旨トシ差當リ昭和三十五平總人口一億ヲ目標トス、外地人人口ニ就キテハ別途之ヲ定ム

一、人口ノ永遠ノ發展性ヲ確保スルコト

- 一、増殖力及資質ニ於テ他國ヲ凌駕スルモノトスルコト
- 二、高度國防國家ニ於ケル兵力及勞力ノ必要ヲ確保スルコト
- 三、東亞諸民族ニ對スル指導力ヲ確保スル爲其ノ適正ナル配償ヲナスコト

第三 右ノ目的ヲ達成スル爲採ルベキ方策ハ左ノ精神ヲ確立スルコトヲ旨トシ之ヲ基本トシテ計畫ス

- 一、永遠ニ發展スベキ民族タルコトヲ自覺スルコト
- 二、個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立、徹底ヲ圖ルコト
- 三、東亞共榮圈ノ確立、發展ノ指導者タルノ矜持ト資力トヲ自覺スルコト

第四 皇國ノ使命達成ハ内地人人口ノ量的及質的、飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底スルコト

第四 人口増加ノ方策

人口ノ増加ハ永遠ノ發展ヲ確保スル爲出生ノ増加ヲ其間トスルモノ
トシ併セテ死亡ノ減少ヲ圖ルモノトス

一 出生増加ノ方策

出生ノ増加ハ今後ノ十年間ニ婚四年時ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ム
ルト共ニ一夫婦ノ出生數平均五兒ニ達スルコトヲ目標トシテ計畫
ス

之ガ爲採ルベキ方策概ネ左ノ如シ

(イ) 人口増殖ノ基本的前提トシテ不健全ナル思想ノ排除ニ努ムル
ト共ニ健全ナル家庭制度ノ維持強化ヲ圖ルコト

(ロ) 門閥又ハ公營ノ機關等ヲシテ積極的ニ結婚ノ紹介、斡旋、指
導ヲナサシムルコト

(ハ) 結婚費用ノ實際的輕減ヲ圖ルト共ニ、婚費貸付制度ヲ創設ス
ルコト

(ニ) 現行學校制度ノ改革ニ就キテハ特ニ人口政策トノ關係ヲ考慮

スルコト

附 高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識、技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト

ハ 女子ノ被虐者トシテノ就業ニ就キテハ二十歳ヲ超ユル者ノ就業ヲ可成抑制スル方針ヲ采ルト共ニ婚姻ヲ阻害スルガ如キ雇傭及被虐待等ヲ緩和又ハ改善セシムル如ク措置スルコト

ト 扶養家族多キ者ノ負擔ヲ軽減スルト共ニ獨身者ノ負擔ヲ加重スル等租稅政策ニ關シ人口政策トノ關係ヲ考慮スルコト

ニ 家族ノ醫療學、教育學其他ノ扶養費ノ負擔軽減ヲ目的トスル家族手當制度ヲ確立スルコト

之ガ爲家族負擔調整金庫制度（假令）ノ創設等ヲ考慮スルコト
（四） 多子家族ニ對シ物資ノ優先配給、褒彰、其ノ他各種ノ適

切ナル優遇ノ方法ヲ講ズルコト

(マ) 妊産婦乳幼児等ノ保護ニ關スル制度ヲ樹立シ産院及乳兒院ノ擴充、出產用衛生資材ノ配給確保、其ノ他之ニ必要ナル諸方策ヲ講ズルコト

(ル) 避妊、墮胎等ノ人爲的産兒制限ヲ禁止防遏スルト共ニ、花柳病ノ網捕ヲ期スルコト

ニ 死亡減少ノ方策

死亡減少ノ方策ハ當面ノ目標ヲ乳幼兒死亡率ノ改善ト結核ノ豫防トニ置キ一般死亡率ヲ現在ニ比シ二十年間ニ概ネ三割五分低下スルコトヲ目標トシテ計畫ス此ノ目的達成ノ爲採ルベキ方策概ネ次ノ如シ

(イ) 保健所ヲ中心トスル保健指導網ヲ確立スルコト

(ロ) 乳幼兒死亡率低下ノ中心目標ヲ下痢腸炎、肺炎及先天性弱質ニ依ル死亡ノ減少ニ置キ、之ガ爲都市農村ヲ通ジ母性及乳幼兒

ノ保護指導ヲ目的トスル保健婦ヲ置クト共ニ保育所ノ設置、農村隣保施設ノ擴充、乳幼兒必需品ノ確保、育兒知識ノ普及ヲ圖リ、併セテ乳幼兒死亡低下ノ運動ヲ行フコト

(ハ) 結核ノ早期発見ニ努メ、産業衛生並ニ學校衛生ノ改善、豫防並ニ早期治療ニ關スル指導保護ノ強化、療養施設ノ擴充等ヲナスト共ニ各町連絡調整ノ機構ヲ整備シテ結核對策ノ確立徹底ヲ期スルコト

(ニ) 健康保險制度ヲ擴充強化シテ之ヲ全國民ニ及ボスト共ニ醫療給付ノ外豫防ニ必要ナル諸般ノ給付ヲナサシムルコト

(ホ) 環境衛生施設ノ改善、特に庶民住宅ノ改善ヲ圖ルコト

(ヘ) 過勞ノ防止ヲ圖ル爲國民生活ヲ刷新シテ充分ナル休養ヲ採リ得ル如クスルコト

(ト) 國民營養ノ改善ヲ圖ル爲營養知識ノ普及徹底ヲ圖ルト共ニ、營養食ノ普及、團體給食ノ擴充ヲナスコト

(イ) 醫育機関並ニ醫療及豫防施設ノ擴充ヲナスト共ニ醫育ヲ刷新シ豫防醫學ノ研究及普及ヲ圖ルコト

第五 資質増強ノ方策

資質ノ増強ハ國防及勸勞ニ必要ナル精神的及肉體的ノ素質ノ増強ヲ目標トシテ計畫ス

(1) 國土計畫ノ遂行ニヨリ人口ノ増減及分布ノ合理化ヲ圖ルコト、特ニ大都市ヲ疎開シ人口ノ分散ヲ圖ルコト

之ガ爲工場、學校等ハ極力之ヲ地方ニ分散セシムル如ク措置スルモノトス

(ロ) 農村ガ最モ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タル現狀ニ鑑ミ、内地農業人口ノ一定數ノ維持ヲ圖ルト共ニ日滿支ヲ通ジ内地人人口ノ四割ハ之ヲ農業ニ確保スル如ク措置スルコト

(ハ) 學校ニ於ケル青少年ノ精神的及肉體的鍊成ヲ圖ルコトヲ目的トシテ、教科ノ刷新ヲ行ヒ訓練ヲ強化シ、教育及訓練方法ヲ改革スル

ト共ニ體育施設ノ擴充ヲナスコト

(二) 都市人口激増ノ現狀ニ鑑ミ特ニ都市ニ於ケル青少年ノ心身ノ鍊成ヲ強化シテ之ヲシテ優秀ナル兵力及勞力ノ供給源タラシムルコト

(ホ) 青年男子ノ心身鍛錬ノ爲一定期間義務的ニ特別ノ團體訓練ヲ受ケシムル制度ヲ創設スルコト

(ハ) 各種厚生體育施設ヲ大量ニ増加スルト共ニ健全簡素ナル國民生活樣式ヲ確立スルコト

(ト) 衛生思想ノ普及ヲ圖リ、國民衛生法ノ強化徹底ヲ期スルコト

六 指導力確保ノ方策

指導力確保ノ方策ハ東亞共榮圈內ノ各地域ニ於ケル政治、經濟、文化等ノ各社會ノ指導ニ必要ナル内地人人口ノ配属ヲ目標トシテ計畫ス

之ガ爲採ルベキ方策ハ次ノ如シ

(4) 日滿不可分關係強化ノ趣旨ニ則リ人口ノ一定割合ニ相當スル内地人人口ヲ其地域ニ移住セシムルコト

之ガ爲一層大規模ノ綜合的移民計畫ヲ樹立スルト共ニ、日滿ヲ通ジテ之ガ遂行ニ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

(5) 其ノ他ノ東亞共榮圈ニ對シテモ其ノ指導ニ必要ナル内地人人口ノ配置ヲ爲ス爲之ニ必要ナル移民計畫ヲ樹立スルコト

第七 資料ノ整備

一、人口ノ動態及靜態ニ關スル統計ヲ整備改善スルコト

二、國民體力法ノ適用範圍ヲ擴張シ其ノ内容ヲ充實スルト共ニ其ノ他ノ體力及保健ニ關スル資料ヲ整備充實スルコト

第八 機構ノ整備

一、人口問題ニ關スル統計、調査、研究ノ機構ヲ整備充實スルコト

二、人口政策ノ企畫、促進及實施ノ機構ヲ整備充實スルコト



閣下 八 號

昭和十六年一月三十日

閣議決定昭和十六年一月三十日施行

昭和十六年一月三十日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

逓信大臣

厚生大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

建設大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙企畫院總裁上申

金屬類特別回收要綱ニ関スル件